

令和3年2月26日

川辺町議会議長 平岡 正男 様

川辺町議会議員 井戸 三兼

## 令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問通告書

以下のとおり通告します。

1. 質問名 山川橋の架け替えについて
2. 回答を求める先 基盤整備課
3. 質問の概要

昭和12年(1937年)、木造のつり橋が現在の山川橋になりました。この山川橋はゲルバー式RCラーメン構造の橋として『ぎふ歴史的土木構造物』に指定されておりますが、建造以来84年が経過しております。

大蔵省令によりますと、橋梁の耐用年数は鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート造りの橋梁の場合60年とされています。

山川橋は、既に耐用年数を24年も過ぎておりますが、延命対策は取られておられますか。また、架け替えについて、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

令和3年3月18日

## 令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問答弁書

1. 質問名 山川橋の架け替えについて
2. 質問議員名 井戸三兼議員
3. 答弁者 基盤整備課長 (担当 基盤整備課)
4. 答弁の概要

議員からは延命対策と架け替えについて、2点の御質問をいただいておりますが、関連性がありますので、合わせて答弁させていただきます。

まず、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による橋梁の耐用年数の考え方につきまして整理させていただきます。省令では、山川橋のような鉄筋コンクリート造りの橋梁は60年となっておりますが、この年数は、行政においては財務書類や公会計上の書類作成のための数字という性格が強いため、あくまで「更新の目安」とすることが適切と考えています。実際には、橋梁の立地環境や使用状況によって、その年数は大きく変わってきますので、その点につきまして御理解賜りたいと存じます。

山川橋における延命対策につきましては、定期的な点検とその結果に応じた規制・修繕等を実施しております。その経緯につきましては、架設から58年目の平成7年度に最初の任意点検を実施しました。その結果、機能に支障を来していないものの、構造計算上、重量規制をすることが延命のための最善策として、総重量6トン規制を同年10月1日から実施しています。その11年後の平成18年度、架設から69年目に2回目の任意点検を実施し、この点検では、潜水調査も含め補修・補強のための調査をしました。平成20年度には、点検に基づく修繕設計、翌21年度に大規模修繕工事を実施し、構造部のひび割れ補修や断面修復等の維持修繕に加え、落橋防止装置の新設による耐震性の向上、併せて幅員の拡幅、照明灯の新設等機能面の拡充を行いました。なお、水面下の橋脚につきましては、構造部自体は健全と診断されましたが、鉄筋不足による耐震性について指摘されています。また、橋と橋の継ぎ目にある「支承」については、修繕を要すると診断されましたが、その取替えにつきましては、上下水道や電気・通信施設といったライフラインの共架、また、特殊な工事になるため工法や事業費面において、現実的ではないと判断し経過観察としています。支承の役割としましては、橋の振動や収縮に対応するためものです。仮にその支承が機能しなくなった場合、継ぎ目部分の舗装面のひび割れ、場合によっては多

少の段差が生じる可能性があります。なお、この大規模修繕において、支承の劣化を遅らせるための措置を講じております。

この大規模改修は、平成20年度策定の「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施しており、今までの「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理にシフトすることにより、橋梁の寿命を延命化し、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としています。国においては、平成26年7月に道路法を改正し、5年ごとの法的点検を義務付けしたところです。これにより、山川橋は翌27年度に第1回目の法的点検を実施し、健全度Ⅰ～ⅣのうちⅡの判定となりました。この健全度は、Ⅰが「健全」、Ⅱが「予防保全段階」、Ⅲが「早期措置段階」、Ⅳが「緊急措置段階」となっており、健全度Ⅲになると何らかの措置が必要となります。今年度には2回目の法的点検を実施し、前回と変わらず健全度Ⅱという結果になっており、現在の山川橋は通行上支障のない状況といえます。

一方、平成7年度の任意点検を受け、当時は近い将来架け替えが必要になるであろうとの判断から、平成14年に「山川橋整備基金条例」を制定し、平成20年度までに1億1千万円を積立てし、平成21年度の大規模改修時に2千万円を取崩し、以降は運用益のみの積立てで、今年度当初の基金残高は91,675千円となっています。平成22年度以降の積立てにつきましては、平成20年度策定の「橋梁長寿命化修繕計画」や平成29年度策定の「橋梁個別施設計画」に基づき、「点検・診断・措置・記録」による維持管理のマネジメントサイクルを適切に回すことにより、健全な状態を維持していくという考え方により、積立てを休止している状態です。なお、今後の法的点検の結果、修繕費が多額となる場合などは、その状況に応じて、更なる重量規制や最終的には歩道機能のみとするなどして延命化を図りたいと考えています。

したがって、山川橋の架け替えにつきましては、橋の寿命という観点からは、現段階では、その必要性はないものと考えております。しかし、機能面においては、過去の一般質問や地域住民の皆様の声などから、より安全で安心して通行できる「新たな橋」についての必要性を検討していくことは重要と考えており、次期総合計画の中で、その方向性について検討していきたいと考えています。

私たち町民にとって、山川橋と飛騨川と米田富士は、川辺町を象徴する風景です。先人の知恵と汗の結晶であるこの橋は、岐阜県を代表する土木構造物でもあります。今も昔も変わらず町民に愛され親しまれている山川橋を、少しでも長く存続させることが、行政の使命だと感じていますので、その点につきましても御理解賜りますようお願い申し上げます。